

保護者の皆様

和泉市立緑ヶ丘小学校
校長 上田 晋郎

気象警報にともなう休校等の措置について(お知らせ)

『暴風警報』等が発令された場合の措置について、下記の通りお知らせします。

記

- 1 午前 7 時の時点で、和泉市に『暴風警報』『特別警報』または『大雨警報(浸水害)』が発令されている時は休校です。その後、警報が解除されてもその日は休校になります。ただし、大雨警報(土砂災害)のみが発令されている場合は、校区の状況を確認の上、原則「通常通りの登校」となります。
- 2 午前 7 時から登校するまでの間に、和泉市に『暴風警報』『特別警報』または『大雨警報(浸水害)』が発令された時も休校です。
- 3 登校後に、和泉市に『暴風警報』『特別警報』または『大雨警報(浸水害)』が発令された時は、児童の安全を第一に、通学路付近の安全状況、児童の家庭状況等を把握したうえで、緊急下校の措置を取ります。下校させることが危険だと学校が判断した場合は、学校で待機後、保護者への引き渡しを行います。

～緊急下校になった場合は、tetoru 等で連絡します～

- 4 翌日に「和泉市」に『暴風警報』『特別警報』または『大雨警報(浸水害)』が発令されること等が明らかに予測される場合に「計画休業」等を実施する場合があります。その場合の詳細は tetoru 等でお知らせします。

※上記の措置は「和泉市に『暴風警報』『特別警報』または『大雨警報(浸水害)』」の場合であり、「他の地域、和泉市対象の他の警報」は含まれません。

※上記のように「休校」の措置をとる場合、電話等による連絡はできません。台風接近時等には、気象情報や市からの連絡メールに注意し、児童が安全に帰宅できるようご家庭で話し合っておいてください。

※「なかよしクラブ(留守家庭児童会)」も学校の「休校措置」に合わせて臨時休会となります。